

医政発0323第54号  
令和8年3月23日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「医療法等の一部を改正する法律」の一部施行及び「都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）

令和7年12月12日に医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が公布され、その一部が令和8年4月1日に施行されることに伴い、都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準（令和8年厚生労働省告示第100号）が令和8年3月19日に告示され、令和8年4月1日から適用されることになったところである。

この改正の主な内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の主な内容について

改正法第1条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「新法」という。）第30条の4第2項第11号において、医療計画において定める事項に、医師の確保に関する次に掲げる事項を追加することとされ、令和8年4月1日から施行することとされた。

- (1) 重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める区域（以下「重点区域」という。）における医師の確保の方針（重点区域の設定が必要な場合に限る。）
- (2) 重点区域において確保すべき医師の数の目標（重点区域を定めた場合に限る。）
- (3) (2)の目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策（重点区域を定めた場合に限る。）

上記事項のうち、重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を定める。なお、医師の確保に関する基本的な事項につ

いては、別途示すものとする。

## 2 重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準の概要

新法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号イ(2)において、都道府県は、医療計画において、その設定が必要な場合は重点区域における医師の確保の方針を定めるものとされたところ、都道府県が重点区域を定める際に参酌すべき、厚生労働大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

- ① 各都道府県において医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号ロに規定する指標の値が最も小さい、同項第 14 号に規定する区域であること
- ② 医師少数都道府県（都道府県医師偏在指標（その都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該都道府県において診療に従事する医師の数を当該都道府県に住所を有する者の数で除して算定する方法によって算定された当該都道府県における医師の数に関する指標をいう。以下この号において同じ。）の値が、全国の都道府県に係る都道府県医師偏在指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が 16 となる都道府県に係る都道府県医師偏在指標の値以下である都道府県をいう。）における医療法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域であること
- ③ 医療法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域であって、当該区域における可住地面積当たり医師数（可住地面積 1 平方キロメートル当たりの診療に従事する医師の数をいう。以下この号において同じ。）の値が、全国の特第 2 項第 14 号に規定する区域における可住地面積当たり医師数の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の特第 2 項第 14 号に規定する区域の総数を 4 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる特第 2 項第 14 号に規定する区域に係る可住地面積当たり医師数の値以下である特第 2 項第 14 号に規定する区域であること

以上

## ○厚生労働省告示第百号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十一号イ(2)の規定に基づき、都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準

医療法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に規定する都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 各都道府県において医療法第三十条の四第二項第十一号イに規定する指標の値が最も小さい、同項第十四号に規定する区域であること
- 二 医師少数都道府県（都道府県医師偏在指標（その都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該都道府県において診療に従事する医師の数を当該都道府県に住所を有する者の数で除して算定された当該都道府県における医師の数に関する指標をいう。以下この号において同じ。）の値が、全国の都道府県に係る都道府県医師偏在指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位が十六となる都道府県に係る都道府県医師偏在指標の値以下である都道府県をいう。）における医療法第三十条の四第六項に規定する区域であること
- 三 医療法第三十条の四第六項に規定する区域であつて、当該区域における可住地面積当たり医師数（可住地面積一平方キロメートル当たりの診療に従事する医師の数をいう。以下この号において同じ。）の値が、全国と同条第二項第十四号に規定する区域における可住地面積当たり医師数の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位が全国の同号に規定する区域の総数を四で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る可住地面積当たり医師数の値以下である同号に規定する区域であること